



平成28年5月12日

各 位

会 社 名 株式会社 駒井ハルテック
代表者名 取締役社長 田 中 進
(コード番号 5915 東証第1部)
問合せ先 取締役 中村 貴任
(TEL. 03-3833-5101)

単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成28年6月29日開催予定の第87回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」という。）に、単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更に係る議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所では、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一するための取組みを進めております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することといたしました。

(2) 変更の内容

単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成28年10月1日

(4) 変更の条件

本定時株主総会において、後記「2. 株式併合」および「3. 定款の一部変更」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 併合の目的

前記「1. 単元株式数の変更」のとおり、単元株式数を1,000株から100株に変更するにあたり、当社株式の投資単位を全国証券取引所が望ましいとしている水準（5万円以上50万円未満）とすることを目的として、株式併合（10株を1株に併合）の実施を本定時株主総会に付議いたします。なお、発行可能株式総数については、株式併合の割合に応じて、現在の99,525,000株から9,952,500株に変更することといたします。

(2) 併合の内容

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合の比率

平成28年10月1日をもって、平成28年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主様の所有株式について、10株につき1株の割合で併合いたします。

③ 併合により減少する株式数

| | |
|-----------------------------|-------------|
| 株式併合前の発行済株式総数（平成28年3月31日現在） | 49,727,091株 |
| 株式併合により減少する株式数 | 44,754,382株 |
| 株式併合後の発行済株式総数 | 4,972,709株 |

(注) 「株式併合により減少する株式数」および「株式併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数および株式併合の割合に基づき算出した理論値です。

④ 併合の影響

株式併合により、発行済株式総数が10分の1に減少することとなりますが、純資産等は変動いたしませんので、1株当たりの純資産額は10倍となります。株式市場の変動など他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

(3) 併合により減少する株主数

(平成28年3月31日現在)

| | 株主数 (割合) | 所有株式数 (割合) |
|-------|-----------------|----------------------|
| 総株主 | 6,355名 (100.0%) | 49,727,091株 (100.0%) |
| 10株未満 | 324名 (5.1%) | 642株 (0.0%) |
| 10株以上 | 6,031名 (94.9%) | 49,726,449株 (100.0%) |

(4) 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株未満の端数が生じた場合には、会社法第234条および第235条の定めに基づき一括して処分し、その代金を端数の生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

(5) 併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合および後記「3. 定款の一部変更」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

(1) 変更の目的

前記「1. 単元株式数の変更」および「2. 株式併合」に記載のとおり、株式併合を実施し、株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少させるため、現行定款第6条（発行可能株式総数）を変更するとともに、単元株式数を1,000株から100株に変更するために現行定款第8条（単元株式数）を変更するものであります。また、本変更は、株式併合の効力発生日に効力を発生するよう定款の附則第1条にその旨の規定を設けるものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示します)

| 現行定款 | 変更案 |
|---|--|
| (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>99,525,000株</u> とする。 | (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>9,952,500株</u> とする。 |
| (単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。 | (単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。 |
| (新設) | <u>附 則</u> <u>第1条 第6条(発行可能株式総数)および第8条(単元株式数)の変更は、平成28年10月1日をもって効力が発生するものとする。なお、本条は当該変更の効力発生日をもって、これを削除する。</u> |

(3) 変更の条件

本定時株主総会において、前記「2. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

4. 単元株式数の変更、株式併合および定款一部変更の日程

| | |
|----------------|-----------------------|
| 取締役会決議日 | 平成 28 年 5 月 12 日 |
| 定時株主総会決議日 | 平成 28 年 6 月 29 日 (予定) |
| 単元株式数の変更の効力発生日 | 平成 28 年 10 月 1 日 (予定) |
| 株式併合の効力発生日 | 平成 28 年 10 月 1 日 (予定) |
| 定款一部変更の効力発生日 | 平成 28 年 10 月 1 日 (予定) |

(注) 上記のとおり、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日は平成28年10月1日ですが、株式売買後の振替手続きの関係上、東京証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更される日は平成28年9月28日となります。

以上

(添付資料)

【ご参考】 単元株式数の変更および株式併合に関するQ&A

Q 1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A 1. 単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位および証券取引所での売買単位となっている株式数を変更することです。
今回、当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

Q 2. 株式併合とはどのようなことですか。

A 2. 株式併合とは、複数の株式を併せてそれより少ない数の株式にすることです。
今回、当社では、10株を1株に併合いたします。

Q 3. 単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか。

A 3. 全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成30年10月1日までに国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指した取り組みを進めております。当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することといたしました。併せて、当社株式の投資単位を全国証券取引所が望ましいとしている水準（5万円以上50万円未満）とすることを目的として、株式併合（10株を1株に併合）を実施いたします。

Q 4. 株式の所有株式数や議決権数はどうなるのでしょうか。

A 4.

(所有株式数について)

株主様の株式併合後の所有株式数は、平成28年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株式数に10分の1を乗じた株式数（1株未満の端数がある場合は、これを切り捨てます。）となります。証券会社等に株主様が開設されている口座に記録されている当社株式の数は、平成28年10月1日付けで株式併合後の株式数に変更されます。

(議決権数について)

議決権数は、併合後の所有株式数100株につき1個となります。

具体的には、今回の株式併合および単元株式数の変更の効力発生（平成28年10月1日予定）の前後で、株主様の所有株式数や議決権数は、次のとおりとなります。

| | 効力発生前 | | 効力発生後 | | |
|----|--------|------|-------|------|------|
| | 所有株式数 | 議決権数 | 所有株式数 | 議決権数 | 端数株式 |
| 例① | 3,000株 | 3個 | 300株 | 3個 | なし |
| 例② | 1,505株 | 1個 | 150株 | 1個 | 0.5株 |
| 例③ | 555株 | なし | 55株 | なし | 0.5株 |
| 例④ | 9株 | なし | なし | なし | 0.9株 |

株式併合の結果、1株に満たない端数株式が生じた場合（上記の例②、③、④のような場合）は、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

なお、株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取りまたは単元未満株式の買増の制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続きに関しましては、お取引の証券会社または後記のお問い合わせ先（※）までお問い合わせください。

また、効力発生前の所有株式が10株未満の場合（上記の例④のような場合）は、株式併合によりすべての所有株式が端数株式となり、株主としての地位を失うこととなります。なお、株主様が開設されている証券会社が複数にわたる場合は、原則として各証券会社の振替口座簿に記録された当社株式の残高に対して、株式併合の手続きがなされます。詳しくはお取引の証券会社にお問い合わせください。

Q 5. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか。

A 5. 株式併合を実施しても、その前後で会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、理論上は、株主様が所有する当社株式の資産価値に変動が生じることはありません。株式併合後においては、株主様が所有する当社株式数は株式併合前の10分の1となりますが、逆に1株当たりの純資産額は10倍となります。

また、株式併合後の株価につきましても、理論上は、株式併合前の10倍となります。

Q 6. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、受け取る配当金への影響はありますか。

A 6. 今回の株式併合により株主様の所有株式数は10分の1となりますが、株式併合の効力発生後においては、併合割合を勘案して1株当たり配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動など他の要因を別にすれば、株式併合を理由として、株主様の受取配当金の総額が変動することはありません。ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q 7. 端数株式が生じないようにする方法はありますか。

A 7. 株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取り制度または買増制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることが可能です。

具体的なお手続きにつきましては、お取引の証券会社または後記のお問い合わせ先（※）までご連絡ください。

Q 8. 株式併合後も単元未満株式の買取りや買増しをしてもらえますか。

A 8. 株式併合の効力発生前と同様、株式併合後も、市場での売買ができない単元未満株式を所有されている株主様は、単元未満株式の買取り制度または買増制度をご利用いただけます。

具体的なお手続きにつきましては、お取引の証券会社または後記のお問い合わせ先（※）までご連絡ください。

Q 9. 今後の具体的なスケジュールはどのようになっていますか。

A 9. 次のとおり予定しています。

平成28年6月29日 定時株主総会決議日

平成28年9月28日 100株単位での売買開始日

平成28年10月1日 単元株式数の変更および株式併合の効力発生日

平成28年10月下旬 株式割当通知の発送

平成28年12月上旬 端数株式相当分の処分代金のお支払い

Q 10. 株主自身で、何か必要な手続きはありますか。

A 10. 株主様にお願いする特段のお手続きはございません。

※お問い合わせ先

単元株式数の変更および株式併合に関してご不明な点がございましたら、お取引のある証券会社または下記の株主名簿管理人にお問い合わせください。

〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

電話番号 0120-782-031（通話料無料）

受付時間 9:00～17:00（土日祝日を除く）

以上